

指定学校変更申し立て許可基準一覧表

羽島郡二町教育委員会

◆申請許可基準

	許可基準	
	No	小学校 中学校
健康への配慮から必要な場合	1	身体障害や病弱等、健康上の理由から、指定された学校への通学が無理だと認められる場合。
通学への配慮から必要な場合	2	幹線道路・踏切を回避するなど、通学の安全確保が困難、或いは著しく過重負担になる場合。
家庭の事情への配慮から必要な場合	3	下校後、家庭に保護監督する者がいなく、託児先の校区の学校へ通学しなければならないなど、家庭の事情から第三者の協力を必要とする場合。
	4	在学中の兄姉に指定学校変更を認めており、保護者、児童生徒の負担等を考慮して必要と認められる場合。
教育的配慮が必要な場合	5	いじめ、不登校等により、指定された学校への通学が困難であると認められる場合。
	6	その他、特別な事情から教育委員会が必要と認める場合。

◆申請期限：2月末までに申請すること。

◆申請必要書類

それぞれの状況に応じて必要な書類を添付する。

<規定用紙がある書類>

指定学校変更願 勤務（営業）証明書 託児承諾書 誓約書

<規定用紙がない書類>

診断書 賃貸仮契約書 建築確認申請書 勤務（営業）証明書
 売買契約書 第三者作成の証明書 学校長の意見書 住民票の写し
 状況を説明する説明書 その他

※在学証明書・教科用図書給与証明書を必要とする（学校が発行する）。

※住民票は、申請者の一家全員が記載されていること。